

第2章 みどりのまちづくりの基本的方向性

2-1 基本理念

●本市のみどり

本市のみどりは、北部の「平地」、中部の「丘陵地」、南部の「山地」という地形と、それを貫く横尾川や松尾川などの河川で構成される都市構造のなかで、多様性のあるみどりが環境資源として存在しています。平地の池上曾根遺跡などみどりと調和した古墳や遺跡などの歴史文化遺産、丘陵地の計画的にみどりが整備されたニュータウン、山地の金剛生駒紀泉国定公園に代表される豊かな自然環境が調和し、潤いあるみどりのまちづくりが進んでいます。

●みどりの機能

みどりは、本市の骨格を形成するとともに、ヒートアイランド現象の緩和や地球温暖化防止などの環境を保全する場、多様な生き物が生息する場、延焼や水害を防止する場、日常的な憩いの場、潤いのあるまちの景観を形成する場などとして、多様な機能を有しており、市民の心がやすらぐ、かけがえのないものとなっています。

●昨今の課題認識

人口減少、少子高齢化が進行しつつある現在、社会資本整備を進めてきた成長型の社会から、既存の社会資本の適切に維持管理し効率的に活用する成熟型社会へ移りかわってきています。また、地球規模で人やモノ、資本が移動するグローバル化の時代にあって、気候変動、自然災害といった地球規模の課題もグローバルに連鎖・発生し、経済成長や社会問題に深刻な影響を及ぼす時代になってきています。このような課題に対して、経済、社会、環境の三側面を不可分なものとして調和させ、持続可能なまちづくりが求められています。

●みどりの基本計画に求められるもの

これまでのみどりの基本計画は、みどりの量的な側面を重視してきましたが、持続可能な都市づくりが求められている今、みどりの持つ多機能性を活かした都市空間を実現していく手段へと役割を拡大することが期待されています。

そこで、本計画は、以下のような基本理念のもとに進めていきます。

〈 基本理念 〉

多様性のある「いのちの『みどり』」を磨くまち・和泉市

本市の環境資源であるとともに市民や生き物すべての命のもととなるみどりの質を高め、多様性のあるみどりづくりが人づくり、まちづくりへと広がる、魅力ある都市を目指す。

地域課題の解決に向けて、みどりの多機能性を、都市のため、地域のため、市民のために引き出すことが本計画の役割であると認識し、以下のような視点で、みどりのまちづくりを展開します。

(1)地域経済の観点から

○みどりを活用して、個性と活力あるまちづくりを進めます

近年、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、活力ある地域社会を維持する地方創生の取り組みが進められています。

みどりは、これまでも観光振興や地域の賑わい拠点等として、地域の伝統文化や歴史を継承し、地域の活性化に寄与してきました。みどりの多機能性を一層発揮させ、地域の魅力の向上、地域の稼ぐ力の強化、住民が健康で元気に暮らせるまちづくりを進め、個性豊かで活力ある地域社会を形成します。

(2)地域社会の観点から

○みどりを活用して、豊かでゆとりある生活を実現します

人口の減少が予想される本市では、人口増加を前提とした政策から、人口減少に対応した都市構造への再構築、コンパクトシティ化の実現が進められています。

みどりは、潤いのある生活環境の形成、良好な生活環境の形成に寄与してきました。みどりの都市環境形成基盤としてのポテンシャルをより一層発揮させることで、より暮らしやすく豊かなまちづくりを進めます。

○みどりを活用して、やすらぎを実感できる暮らしを実現します

地域コミュニティの希薄化が課題となる今日の社会において、都市公園等のオープンスペースは、地域の祭りやイベントの開催場所、ボランティア活動の場などとして、市民の交流の場としての役割を果たしてきました。このような人と人とを結びつけるコミュニティの拠点としてのみどりのポテンシャルを一層引き出し、地域コミュニティの絆を深め、心の豊かさを実感できる暮らしの実現を図ります。

(3)地域環境の観点から

○みどりを活用して、環境共生型のまちづくりを進めます

大阪府という大都市の中で、本市はみどり豊かで、地球温暖化対策や生物多様性の確保・向上に留意した環境共生型のまちづくりが進められてきました。

みどり豊かな都市公園や管理された街路樹等で構成された美しい景観は、まちのオアシス、まちの歴史や文化の象徴として風格あるまちなみを形成するとともに、大規模に保全された緑地は豊かな自然環境を保全します。みどりの機能をより一層発揮することで、環境共生型のまちづくりをさらに進めます。

2-2 みどりの将来像と基本方針

(1) 泉州地域のみどりの将来像

「みどりの大阪推進計画」（平成 21 年（2009 年）12 月 大阪府）では、泉州地域のみどりの将来像を以下のように定めています。

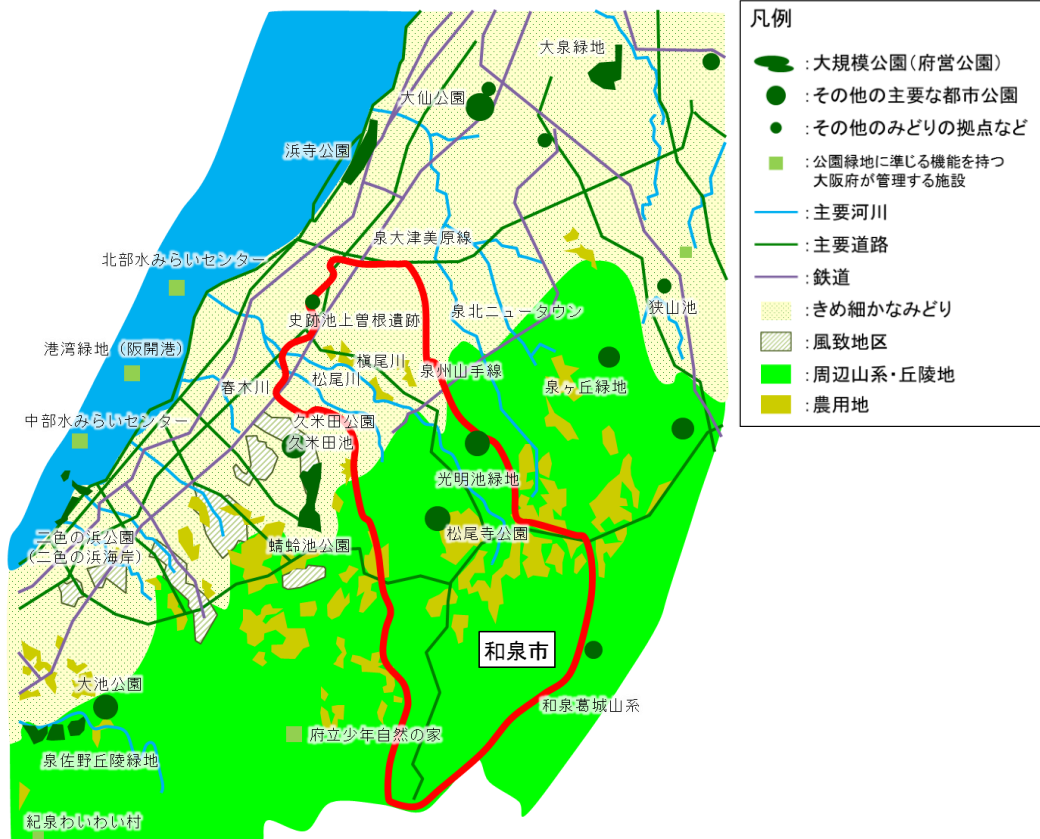
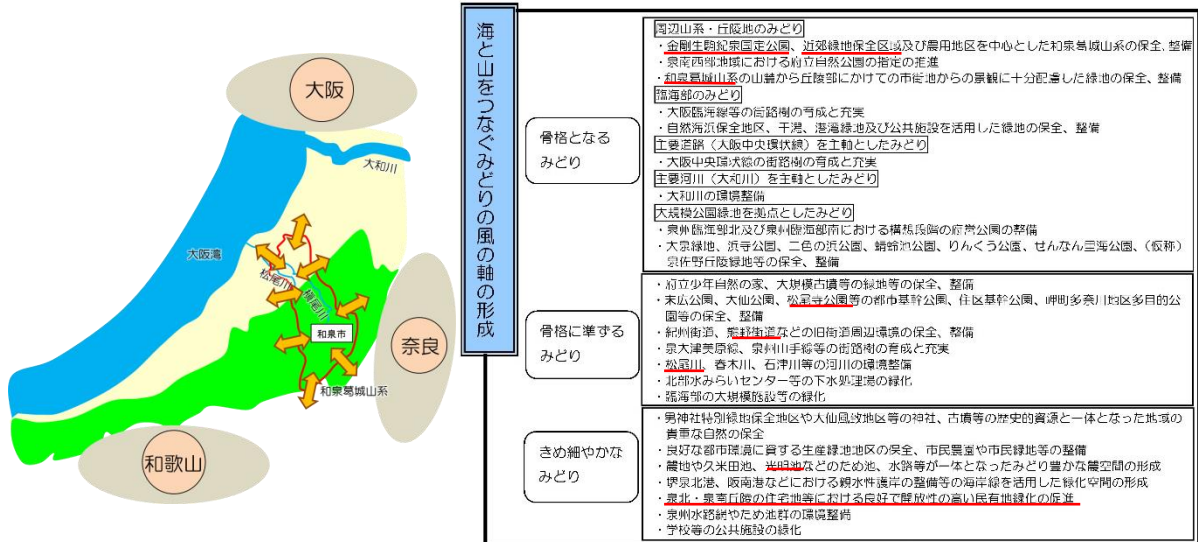


図 泉州地域のみどりの将来像（和泉市周辺を拡大）

出典：「みどりの大阪推進計画」（平成 21 年（2009 年）12 月 大阪府）を参考に作成

(2)和泉市のみどりの将来像

泉州地域のみどりの将来像を踏まえ、以下のように本市のみどりの将来像を定めます。

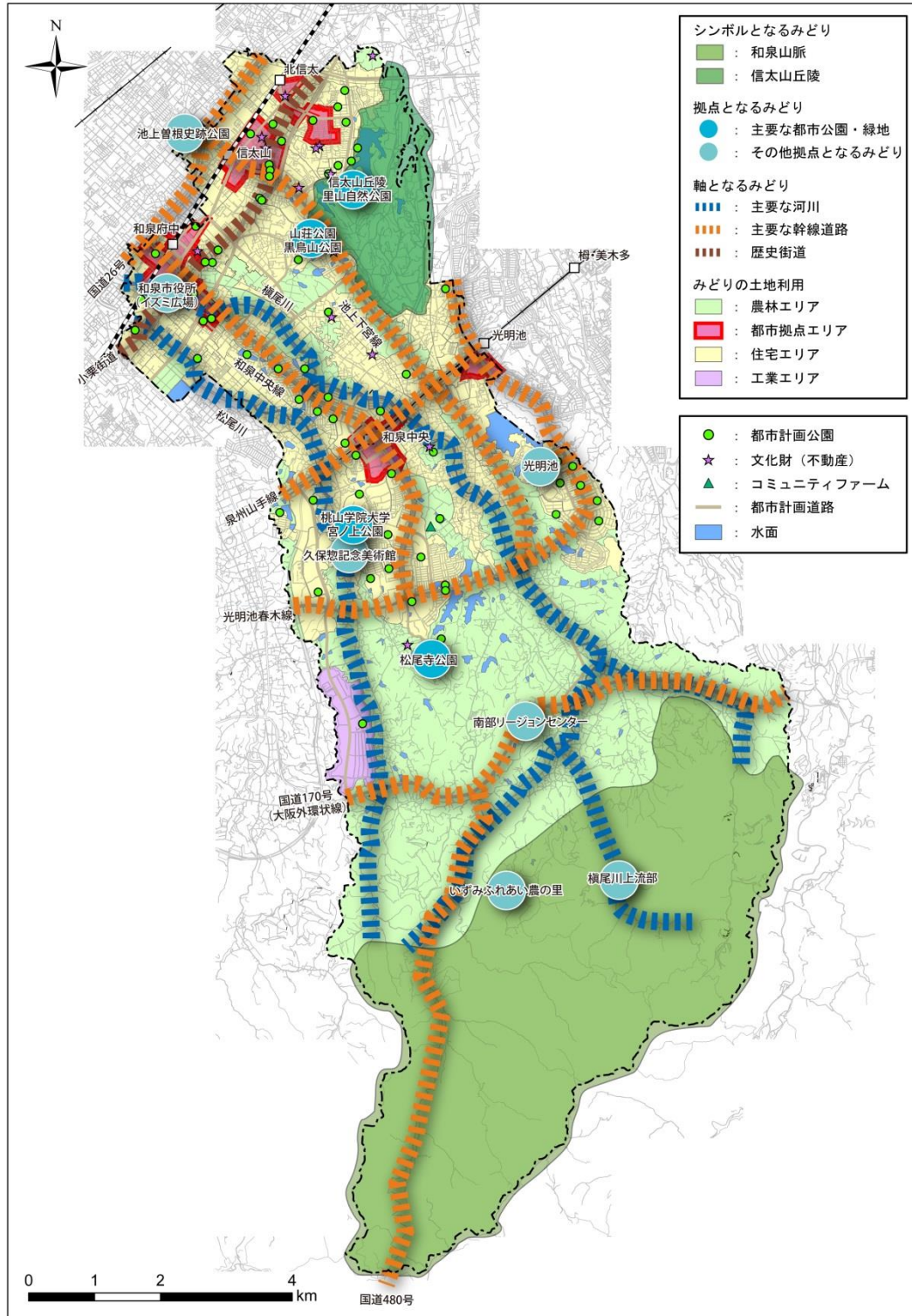
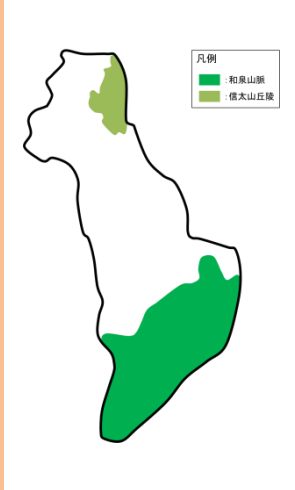


図 みどりの将来像

(3)基本方針

本市のみどりの将来像を踏まえ、以下のように基本方針を定めます。

1. シンボルとなるみどり



対象となるみどり

○和泉山脈 ○信太山丘陵

基本方針

「シンボルとなるみどり」は、生物多様性の保全、人と自然とのふれあいの場の提供、地域の原風景の創出、ヒートアイランド現象の緩和など、都市環境の向上に資する広域的な観点からみた、みどりの重要な基盤となるものです。

●和泉山脈

みどりの多様な機能を踏まえた自然環境の保全・育成・活用

林業の振興や各種法規制の活用等により、グリーンインフラの機能の維持・向上を目指して、自然環境の保全・育成を図ります。

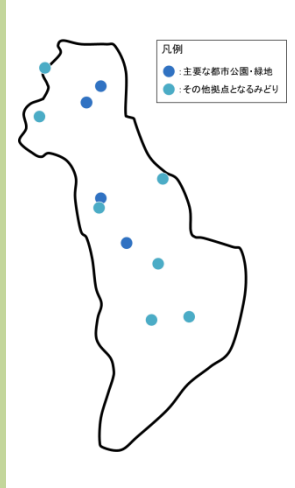
また、自然環境を活かして、みどりとのふれあい空間としての活用を図ります。

●信太山丘陵

生物多様性に満ちた里山環境の保全と活用

生物多様性に満ちた里山環境の保全を図るとともに、公民協働により多様な利用（市民の憩いの場、自然体験の場、環境学習の場等）を促進します。

2. 拠点となるみどり



対象となるみどり

- 地区公園以上の都市計画公園
- 光明池
- 農業の拠点
- 榎尾川上流部
- 大学
- 池上曾根史跡公園
- テクノステージ和泉
- みどりの拠点となる公共施設（和泉市役所、久保惣美術館）

基本方針

「拠点となるみどり」は、市民が憩い、身近なみどりや水とふれあい、交流する地域の拠点であり、また市街地に点在する自然環境や生物多様性の拠点となる場です。

●主要な都市公園・緑地

<拠点となる都市計画公園・緑地>

公園・緑地の適切な維持管理と未着手・未開設区域のある公園・緑地の計画的な整備推進

既に整備されている公園・緑地では、適切に維持管理を進め質の向上を図るとともに、未着手・未開設区域のある公園・緑地については、適宜見直しを行うとともに計画的な整備を進めます。

●その他拠点となるみどり

<農業体験や自然ふれあい拠点施設>

農業体験や自然ふれあい拠点の活用

市民の農業への関心向上や自然とのふれあい活動を進めるために、「いずみふれあい農の里」、「南部リ

2. 拠点となるみどり

<歴史資源・観光施設>

歴史資源や観光施設を拠点としたみどりのまちづくりの推進

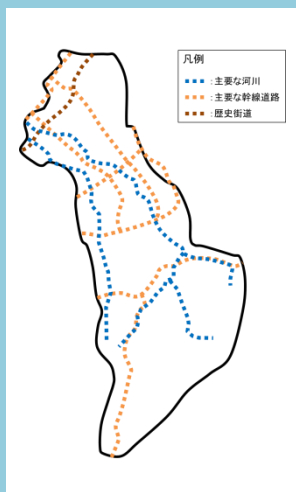
「池上曾根史跡公園」では、今後も貴重な歴史資源を保全する場、学ぶ場として活用するとともに、周辺の社寺等の歴史・文化資源とも連携したみどりのまちづくりを進める拠点とします。「久保惣記念美術館」や「桃山学院大学」、「宮ノ上公園」周辺では、桃山学院大学とも連携し、周辺との調和に配慮した景観づくりに取り組みます。

<和泉市役所(イズミ広場)>

新たなみどりの拠点の整備

新庁舎の整備とともに、みどりの拠点となる「(仮称)イズミ広場」を整備します。

3. 軸となるみどり



対象となるみどり

- | | |
|---------|----------|
| ○広域幹線道路 | ○和泉中央線 |
| ○小栗街道 | ○槇尾川、松尾川 |

基本方針

「軸となるみどり」は、人々や動物が安全・安心、快適に移動でき、市内に一体的なみどりのつながりを生み出すネットワークです。

●主要な河川

エコロジカルネットワークの形成と自然とのふれあいの場としての活用

槇尾川や松尾川の主要な河川においては、豊かな水辺の自然環境を保全するとともに、ため池や河畔林など、水辺と周囲のみどりが一体となった生態系を保全します。また、市民が身近に自然とふれあえる場として活用を図ります。

また、近隣市町村と連携し、生物の生息・生育環境の連続性を確保し、山から海へと繋がるエコロジカルネットワークを形成します。

●主要な幹線道路

街路樹の適切な維持管理と緑化の推進による魅力ある道づくり

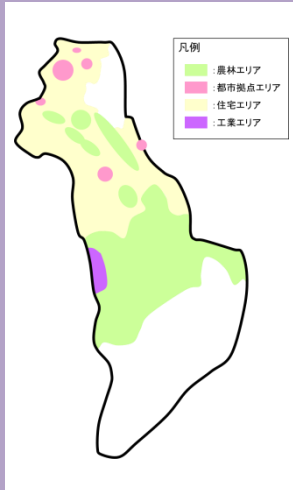
道路においては、街路緑化を促進するとともに、適切な維持管理を図ります。また、みどりの拠点を結び魅力ある道づくりを行います。

●歴史街道

歴史的まちなみを活かしたみどりのまちづくり

小栗街道においては、かつての営みを今に伝える貴重な文化的資源を保全するとともに、まちなみを活かすみどりの整備を行います。また、池上曾根遺跡、和泉黄金塚古墳、丸笠山古墳などの歴史・文化資源と連携した周辺環境を整備します。

4. みどりの土地利用



対象となるみどり

- 農林エリア（市街化調整区域）
- 都市拠点エリア（都市機能誘導区域）
- 住宅エリア（住宅系用途地域、準工業地域）
- 工業エリア（工業専用地域）

基本方針

「みどりの土地利用」は、地域の特性に応じてみどりを保全・育成・創出する場です。

●農林エリア(林地)

林業振興と豊かな自然環境の保全

森林経営の健全化と、貴重な動植物を育む森林環境の保全により、森林の多様な機能の維持・向上を図ります。

●農林エリア(農地)

農地の保全と農とのふれあいの場としての活用

営農活動の振興と、無秩序な土地開発の抑制により、多様な生物の生息・生育環境である農地やため池を保全します。

また、市街地内の農地等においては、市民農園や体験農園などの身近な農とのふれあいの場としての活用を図ります。

●都市拠点エリア

まちの顔としてのみどりのまちづくりの推進と適切な維持管理

まちのシンボル、町の顔として、地域の再編等に合わせた緑化を進めるとともに、整備されたみどりは適切な維持管理を行います。みどりを活用して賑わいや潤い空間を形成します。

4. みどりの土地利用

●住宅エリア

人口減少・少子高齢化を踏まえながら潤いのあるみどりのまちづくりの推進

古くからの住宅地では、公園や緑地などの様々なみどりにより、ゆとりと潤いを形成するとともに、地区の特性に応じて魅力的な景観を形成します。

最近のニュータウンにおいては、市街地と周辺の自然環境とが調和したみどりのまちなみづくりを進めます。

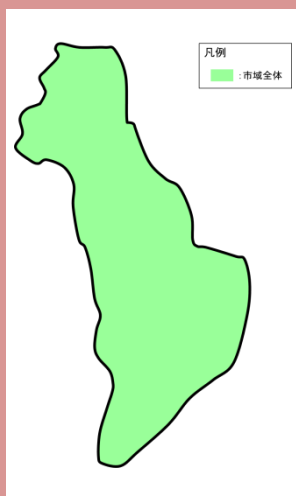
高齢化が進むニュータウンにおいては、団地等の再生・再編に合わせて空地の活用、みどりの創出を図ります。

●工業エリア

みどりの適切な維持管理と緑化誘導による魅力あるまちづくり

既に整備されたみどりでは、継続的な維持管理を行うとともに、新たな事業者に対しては、適正に緑化誘導を図り、魅力あるまちなみを形成します。

5. みどりづくりへの参画と協働



対象となるみどり

○全てのみどり

基本方針

●みどりのまちづくりに関わる人材の育成 意識醸成、人材・活動団体育成の継続

みどりのまちづくりに対する関心や取り組みのきっかけづくり、新たな担い手等を増やしていくためにも、継続的な支援を行います。

●みどりのまちづくりへの参画促進

みどりのまちづくりへの参画機会の提供

みどりのまちづくりのより一層の推進を図るために、継続的に参画の機会をつくります。

2-3 計画の目標

(1) 計画フレーム

みどりの基本計画の目標年度は、上位計画である「第5次総合計画」、「第2次都市計画マスタープラン」の目標年度を踏まえ、令和22年（2040年）とします。

1) 目標年度

みどりの基本計画の目標年度は、上位計画である「第5次総合計画」、「第2次都市計画マスタープラン」の目標年度を踏まえ、令和22年（2040年）とします。

また、5年ごとに施策の進捗状況を確認し、必要に応じて見直しを行います。

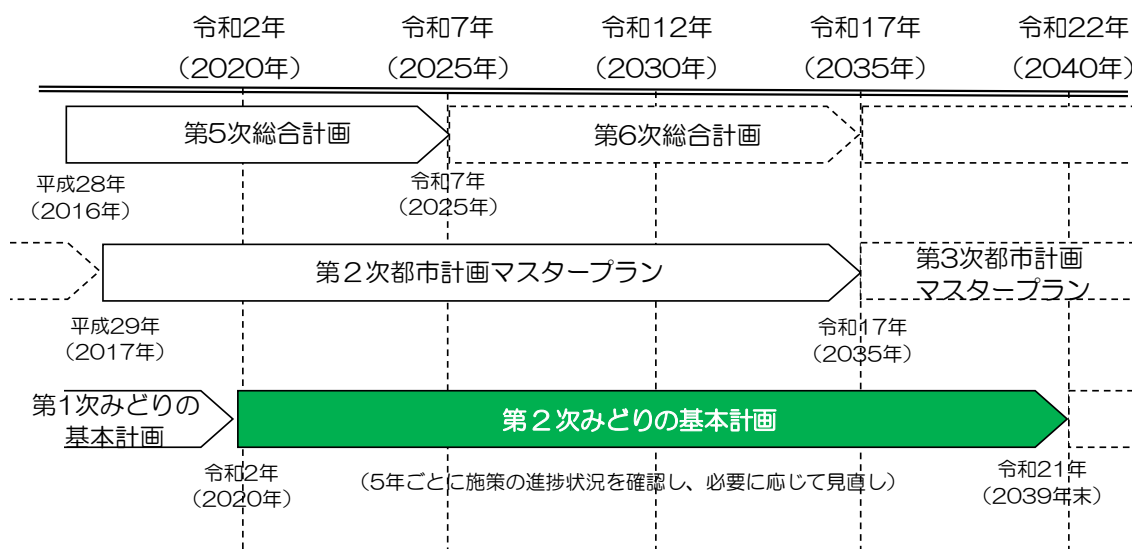


図 目標年度

2) 対象区域

対象区域は、市全域（8,498ha）とします。

対象区域	市全域（8,498ha）
------	--------------

3) 目標年度における人口

目標年度における人口は、「第5次総合計画」、「第2次都市計画マスタープラン」での推計値を参考に、179,500人（令和21年（2039年））とします。

表 目標年度における人口

	現状 平成30年（2018年）	目標年度 令和21年（2039年）
人口（人）	185,936*1	179,500*2
人口密度（人/ha）	21.9	21.1

*1：平成30年（2018年）3月末日（統計いずみより）

*2：令和17年（2035年）～令和22年（2040年）の間、均等に人口が減少すると想定して算出

(2)計画目標

1) 基本的な考え方

計画目標は、みどりづくりの全体的な進捗状況を示す「みどりの指標」を設定します。

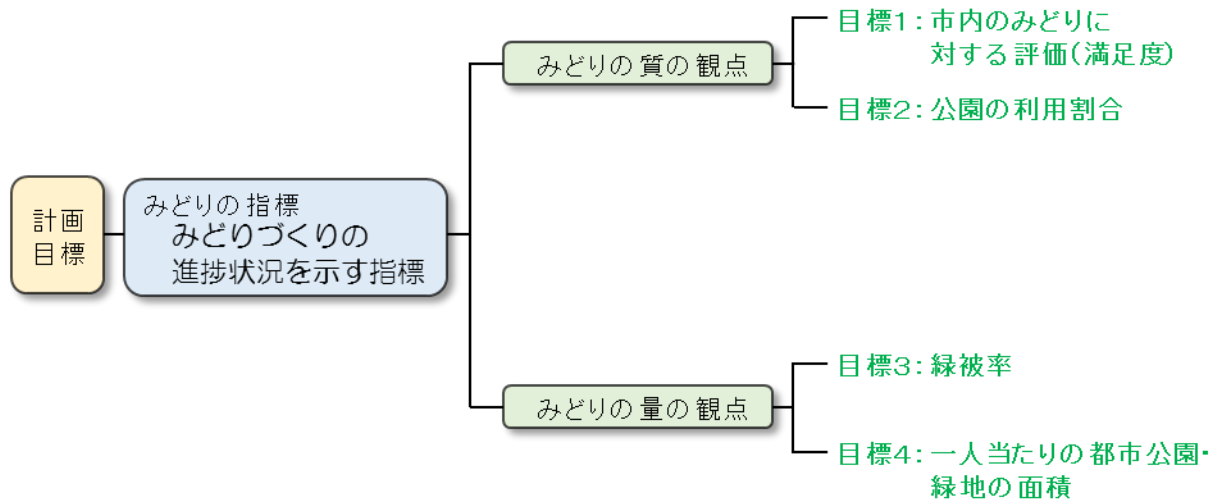


図 計画目標

2) みどりの指標

①みどりの質の観点

みどりの質の観点から「市内のみどりに対する評価（満足度）」、「公園の利用割合」を設定します。

目標1：市内のみどりに対する評価（満足度）

市内のみどりの満足度 78%以上を目指します。

市民意識や行動に関するアンケート調査では、市内のみどりに対して、「満足」、「まあまあ満足」、「普通」と回答した人の割合は 78%であり、前計画より 16%増加しています。

みどりの質を今後も維持し向上させていくためにも、現在のみどりに対する評価を現況以上とすることを目標とします。

表 市内のみどりに対する評価(満足度)

	前計画策定時 平成 11 年 (1999 年)	現況 令和 2 年 (2020 年)	目標 令和 21 年 (2039 年)
目標1：市内のみどりに対する評価（満足度）	62%* ¹	78%* ²	現況以上

*1：市民アンケート調査（平成 10 年（1998 年））より、「お住まいのまわりのみどりについての評価」（「満足」、「やや満足」、「どちらともいえない」と回答した人の割合）

*2：市民アンケート調査（令和元年（2019 年））より、「市内のみどりに対する評価（満足度）」（満足、「まあまあ満足」、「普通」と回答した人の割合）

目標2：公園の利用割合

公園の利用割合 49%以上を目指します

市民意識や行動に関するアンケート調査では、公園を「よく利用する」、「たまに利用する」と回答した人の割合は 49%であり、前計画より 8%増加しています。

市民のニーズを踏まえた公園整備・維持管理を図り、さらに公園を利用してもらうためにも、公園の利用割合を現況以上とすることを目標とします。

表 公園の利用割合

	前計画策定時 平成 11 年 (1999 年)	現況 令和 2 年 (2020 年)	目標 令和 21 年 (2039 年)
目標2：公園の利用割合	41%* ¹	49%* ²	現況以上

*1：市民アンケート調査（平成 10 年（1998 年））より、「公園の利用頻度（「毎日」、「週に 2～3 回程度」、「週に 1 回程度」、「月に 2～3 回程度」、「月に 1 回程度」と回答した人の割合）

*2：「公園の利用割合」（「よく利用する」、「たまに利用する」と回答した人の割合）

②みどりの量の観点

みどりの量の観点からは、「市内の緑被率」（樹林、草地、農地、水面）と「一人当たりの都市公園・緑地面積」を設定します。

目標 3：緑被率

市内の緑被率：現況維持（約 7 割）を目指します。

本市の緑被率（樹林、草地、農地、水面）は 73.4%であり、前計画時の緑被率をおおよそ維持しています。

豊かなみどり溢れるまちづくりを進めていくためにも、本市の緑被率は今後も約 7 割を維持していくことを目標とします。

表 緑被率

	前計画策定時 平成 11 年 (1999 年)	現況 令和 2 年 (2020 年)	目標 令和 21 年 (2039 年)
目標 3：緑被率	約 7 割*1	73.4%*2	現況維持

* 1：平成 10 年（1998 年）1 月撮影航空写真より

* 2：平成 30 年（2018 年）8 月衛星データ（DigitalGlobe 社）より

目標 4：一人当たりの都市公園・緑地の面積

一人当たりの都市公園・緑地の面積：10.0 m²/人を目指します。

これまでも都市公園・緑地の整備を鋭意進めてきていますが、現在のところ、和泉市都市公園条例に定める一人当たりの都市公園・緑地の面積：10.0 m²/人を達成していません。

そこで今後も都市公園・緑地の整備を推進することで、一人当たりの都市公園・緑地の面積：10.0 m²/人を目標とします。

表 一人当たりの都市公園・緑地の面積

	前計画策定時 平成 11 年 (1999 年)	現況 令和 2 年 (2020 年)	目標 令和 21 年 (2039 年)
目標 4：一人当たりの都市公園・緑地の面積	4.6 m ² /人*1	8.0 m ² /人*2	10.0 m ² /人

* 1：平成 10 年（1998 年）4 月時点の公園面積、平成 8 年（1996 年）都市計画年報掲載の人口より

* 2：平成 31 年（2019 年）4 月時点の公園面積、平成 30 年（2018 年）3 月末人口（統計いずみ）より

参考1:一人当たりの都市公園・緑地の面積について

1. 将来の一人当たりの都市公園・緑地の面積

本市では、昭和 60 年（1985 年）3 月に和泉市都市公園条例を制定し、将来的に確保していききたい都市公園・緑地整備の標準的な考え方として、都市公園・緑地の市民一人当たりの面積 10.0 m²/人を掲げています。これは、都市公園法上の国の基準である 10.0 m²/人以上という考え方を参酌し、本市の土地利用や人口、みどりの市民サービス等を勘案し、将来的に 10.0 m²/人を目指すこととしたものです。

2. 人口減少と一人当たりの都市公園・緑地の面積

人口減少が予想される中、都市公園・緑地が増加しなくても、一人当たりの都市公園・緑地面積は増加します。

仮に現在人口（平成 30 年（2018 年）3 月末）が維持されると仮定した場合と、人口が推計通り減少した場合の一人当たりの都市公園・緑地の面積は以下の通りであり、人口が減少したとしても、都市公園・緑地の整備は必要です。

表 一人当たりの都市公園・緑地面積

	現在の人口が維持された場合	推計通り人口が推移した場合
人口	185,936 人*1	179,500 人*2
現在の都市公園・緑地面積	1,491,700 m ² *3	1,491,700 m ² *3
一人当たりの都市公園面積	8.0 m ² /人	8.3 m ² /人

*1：平成 30 年（2018 年）3 月末日（統計いずみより）

*2：令和 21 年（2039 年）の想定人口、「第 5 次総合計画」、「第 2 次都市計画マスタープラン」での推計値を参考に算出

*3：平成 31 年（2019 年）4 月時点の公園面積

参考2:まちづくりに関わる指標について(本計画に関連する市民アンケート調査結果の活用)

「みどりのまちづくり」を含めた、まちづくりに関連する指標のひとつとして、市民アンケート結果を利用することが考えられます。例えば、地域経済の観点から「市民が感じる農林業の活力程度」や「市民が感じる商工業の活力程度」、地域社会の観点から「市民が感じる良好なまちなみや快適な住環境づくりの進行程度」、地域環境の観点から「市民が感じる環境に優しい暮らしの程度」などが該当します。

これらの指標は、みどりの施策とともに、他のまちづくり施策など様々な要因に影響されるため、みどり施策の指標として用いることは難しいところがありますが、まちづくりに関する市民の感覚を反映している重要な指標でもあり、まちづくりの進捗を図る一つの指標として参考として活用します。

表 まちづくりの指標

		現況 令和2年 (2020年)
地域経済の観点	市民が感じる農林業の活力程度	20%* ¹
	市民が感じる商工業の活力程度	24%* ²
地域社会の観点	市民が感じる良好なまちなみや快適な住環境づくりの進行程度	52%* ³
地域環境の観点	市民が感じる環境にやさしい暮らしの程度	59%* ⁴

*1：市民アンケート調査（平成31年（2019年））より、「設問：市内の農林業は活力があるか」（「そう感じる」、「どちらかといえばそう感じる」と回答した人の割合）

*2：市民アンケート調査（平成31年（2019年））より、「設問：市内の商工業は活力があるか」（「そう感じる」、「どちらかといえばそう感じる」と回答した人の割合）

*3：市民アンケート調査（平成31年（2019年））より、「設問：良好なまちなみや快適な住環境づくりが進んでいるか」（「そう感じる」、「どちらかといえばそう感じる」と回答した人の割合）

*4：市民アンケート調査（平成31年（2019年））より、「設問：環境にやさしい暮らしを営むことが出来ているか」（「そう感じる」、「どちらかといえばそう感じる」と回答した人の割合）

2-4 都市公園・緑地の整備方針

本市の都市公園は、平成31年（2019年）4月時点で、約150haの整備が完了しており、一人当たりの都市公園面積は8.0㎡/人ですが、和泉市都市公園条例が定める基準（10.0㎡/人）は達していません。

しかし、近年の厳しい財政状況や今後の公共施設の維持管理費の増大などを考慮すると、新たな都市公園の整備は徐々に難しくなりつつあります。また、市民アンケート調査からも、「今のままで良い」との回答が50%を超えるなど、都市公園は一定の整備水準に達しつつあるものと考えられます。

一方、都市計画公園として位置付けられているものの、様々な理由により整備が進まず長期にわたり建築制限がかかったままのところもあり、その対応が課題となっています。

そこでこのような現状を踏まえ、以下のような方針により、今後都市公園の整備を進めます。

(1) 都市公園の量的整備の推進と社会情勢を踏まえた都市計画公園の見直し

市民アンケート調査から、公園整備は「今のままで良い」が半数を超えています。子育て世代である30歳代の「もっと公園が必要」との回答が60%を超えている（特に北部地域や北西部地域では70%を超えています）ことや、地域によっては一人当たりの都市公園面積が少ないところもあることから、今後も一人当たりの都市公園面積：10.0㎡/人を目指し、都市公園の整備を進めます。

また、これに合わせて今後の人口動向や市の財政、長期にわたり都市計画公園が整備できていない状況を考慮し、都市計画公園の見直しについても併せて検討を進めます。

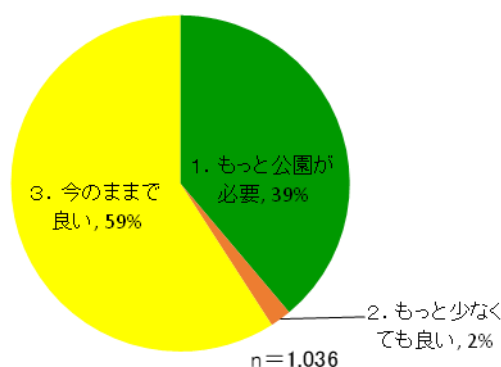


図 市民アンケート調査結果（公園の数）

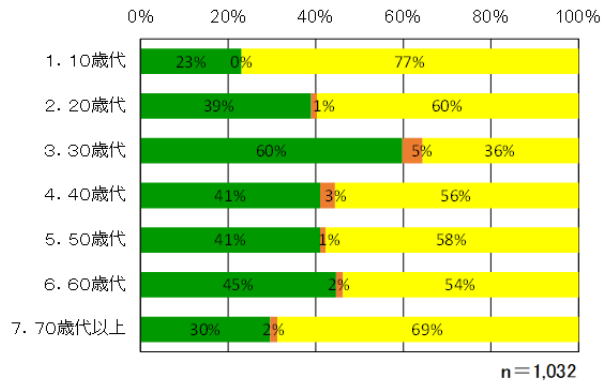


図 市民アンケート調査結果（公園の数 年齢別 全体）

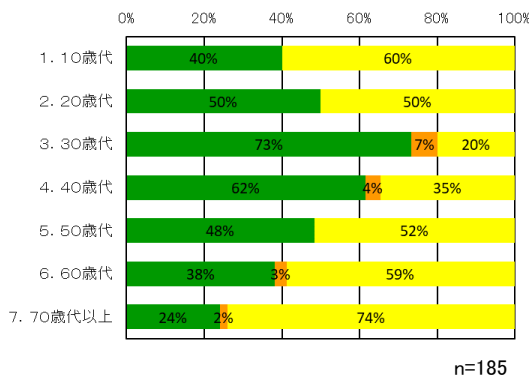


図 市民アンケート調査結果
（公園の数 年齢別 北部地域）

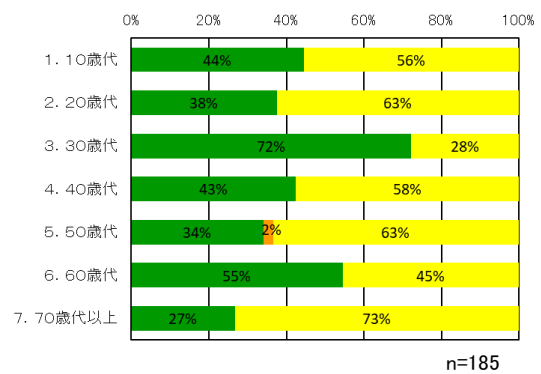


図 市民アンケート調査結果
（公園の数 年齢別 北西部地域）

(2) 社会要請や市民ニーズを踏まえた都市公園の充実

近年、地球温暖化をはじめとした環境問題や生物多様性の保全などの市民の環境への志向の高まりが見られます。また、気候変動により懸念される水害や土砂災害などの自然災害の頻発や激化に対応した安全安心なまちづくりへの気運が高まりつつあります。さらに観光まちづくりへの要請も高くなっています。

そこで、都市公園の整備にあたっては、このような社会要請や市民ニーズを踏まえ、優先順位に十分に配慮し整備を進めます。

(3) 社会の動向を踏まえた都市公園の再整備

整備された都市公園の約 1/3 は、整備後 30 年以上が経過しており、施設が老朽化しているものもあります。また、少子高齢化が進む中、社会のニーズに合わなくなりつつある公園も見られます。

そこで施設の長寿命化やバリアフリー化等を進めるとともに、住民のニーズ等を踏まえて都市公園の再整備に取り組みます。

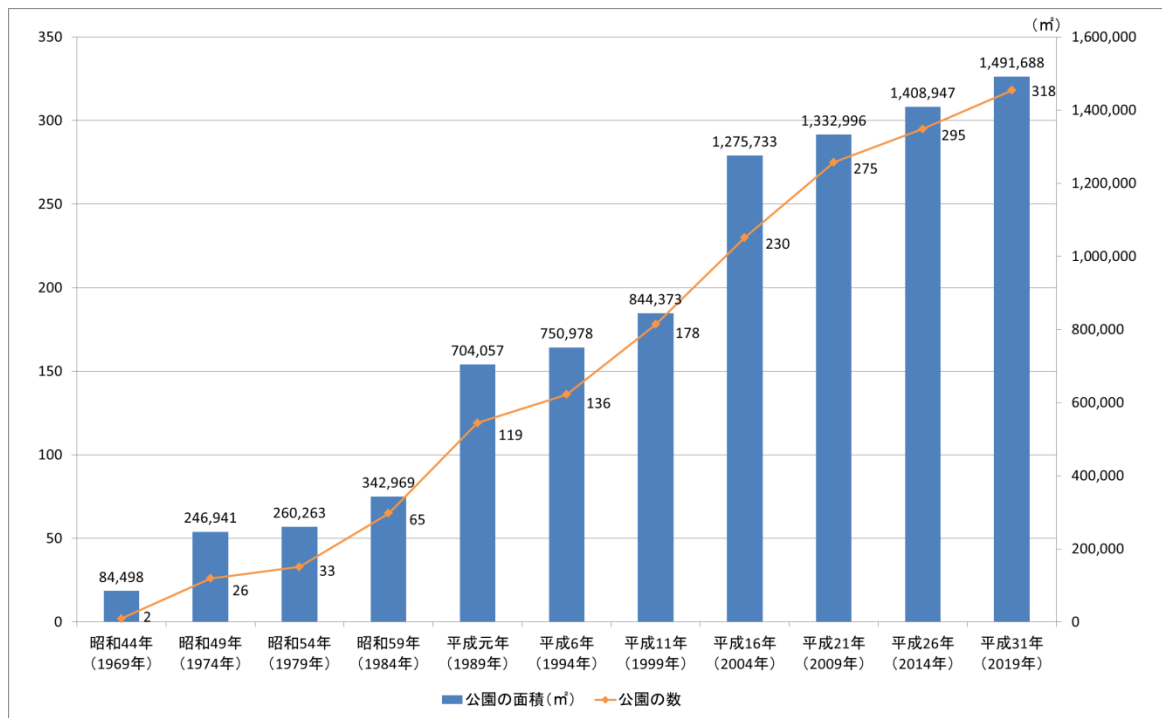


図 都市公園・緑地整備の推移（累積）

(4) 多様な主体、産・官・学・民の連携による公園運営

近年の厳しい財政状況とともに、公共施設の維持管理費の増大を踏まえ、公園の効率的な維持管理がこれまで以上に求められています。一方で、社会のニーズが多様化する中で、公園に求められる機能やサービスも変化しています。

現在、公園の維持管理にあたっては、指定管理者制度による効率化が図られていますが、各種取り組みをさらに進めるために、公園の管理運営計画を策定するなど、今後の公園のあり方を再検討し、市民や事業者、各種学校、市民団体、ボランティア等との協働による公園運営や、必要に応じて民間の活力も導入するなど、更なる公園の機能強化やサービスの向上に努めます。